【　一般社団法人日本観光研究学会（JITR）倫理綱領　】

前文

一般社団法人日本観光研究学会(JITR)は，観光に関する研究の促進を図り，豊かな社会の実現をめざし，観光研究の発展に貢献することを目的として，設立された学術団体である。

本学会は，会員相互の研鑽と協力とによって，観光に関する理論と学術的体系の整備を推進するとともに，観光のありかたについて指導的役割を果たす活動を展開するものである。

本学会は，観光に対する“学術的研究”をさらに推進するとともに，観光研究における“国際交流”と“学際交流”を促進する機関であり，学術的研究を担う本学会会員は，自らの専門的な判断により真理を探究する権利を享受するとともに，その倫理的責任は重く，専門家として社会の負託に応える重大な責務を負っている。さらに，学術研究の健全な発展により社会の期待に応えるとともに，十分な説明責任を果たすことが求められる。

これらの基本認識の下に，本学会は，日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－（日本学術会議 平成 25 年 1 月 25 日)」に準拠し，本学会における学術研究の信頼性及び公正性を確保するため，以下のとおり行動規範を定める。

Ⅰ．科学者の責務

（会員の基本的責任）

１　一般社団法人日本観光研究学会会員（以下，会員と略す）は，自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し，さらに自らの専門知識，技術，経験を活かして，人類の健康と福祉，社会の安全と安寧，そして地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

（会員の姿勢）

２　会員は，常に正直，誠実に判断，行動し，自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め，科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（会員の社会的責任）

３　会員は，科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し，観光学と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し，適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

４　会員は，社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金を使用するにあたっては，そうした

広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（研究成果の公開）
5　会員は，自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し，その研究が人間，社会，環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し，その結果を客観性をもって公表すると共に，社会との建設的な対話を築くように努める。

（観光学研究の利用の両義性）
6　会員は，自らの研究の成果が，自身の意図に反して，破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し，研究の実施，成果の公表にあたっては，社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

Ⅱ．公正な研究

（研究成果の公表、不正行為の禁止）
7　会員は，自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において，本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。会員は研究成果を論文などで公表することで，各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し，ねつ造，改ざん，盗用などの不正行為を為さず，また加担しない。研究・調査データの保存期間は，当該論文等の発表後 10 年間とし，原則的に，編集者・査読者・調査対象者等からの要請に応じて提供される必要がある。

（研究環境の整備と不正行為抑止のための教育啓発）
8　会員は，責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し，科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上，ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また，これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（研究対象などへの配慮）
9　会員は，真摯な態度で研究への協力者の人格，人権を尊重し，福利に配慮する。観光研究の対象全般に対しても同様に扱う。

（研究成果の評価と適切な批判、知的財産権の尊重）
10　会員は，他者の成果を適切に批判すると同時に，自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け，誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し，名誉や知的財産権を尊重する。また，科学者コミュニティ，特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ．社会との対話

（社会との対話）

11　会員は，社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために，市民との対話と交流に積極的に参加する。また，社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために，政策立案･決定者に対して政策形成に有効な助言の提供に努める。その際，研究者の合意に基づく助言を目指し，意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

（客観的・科学的な根拠にもとづく公正な助言）

12　会員は，公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い，客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際，研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し，権威を濫用しない。また，助言の質の確保に最大限努め，同時に学術的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

（政策立案･決定者に対する助言）

13　会員は，政策立案･決定者に対して助言を行う際には，学術的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが，政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合，必要に応じて政策立案･決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ．法令の遵守など

（法令の遵守）

14　会員は，研究の実施，研究費の使用等にあたっては，法令や関係規則を遵守する。

（差別の排除）

15　会員は，研究・教育・学会活動において，人種，ジェンダー，地位，思想・信条，宗教などによって個人を差別せず，科学的方法に基づき公平に対応して，個人の自由と人格を尊重する。

（利益相反）

16　会員は，自らの研究，審査，評価，判断，科学的助言などにおいて，個人と組織，あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い，公共性に配慮しつつ適切に対応する。

付則

「一般社団法人日本観光研究学会倫理綱領(以下、「倫理綱領」)」に違反するとの申し出があった場合、原則として倫理委員会が対応にあたる。処理の手順については、理事会の議決を経て定められた細則の規定に従う。細則に定められていない事柄については、理事会の適正な判断にゆだねるものとする。

2016年 5月 28日 決定
2022年 5月 14日 改定（一般社団法人化に伴う）
2026年 9月　11日 改定